

建 築 主

工事監理者 各位

工事施工者

大阪市計画調整局長

(建築指導部)

中高層建築物の建築について(告知)

中高層建築物の建設は日照、TV 電波などの地域環境に種々な影響を与えるものでありますので、「本建築確認にかかる建設工事」にあたっては、地域環境を配慮のうえ、下記の措置を講じ、近隣関係者の理解を得て円滑に工事が進められるように努められたい。

記

1. 建築計画・工法・日照等について、近隣関係者に対し事前に十分な説明を行うこと。
2. 工事着手前の状況について、現状を調査し把握しておくこと。
3. TV 電波障害については事前に調査を行い、必要な場合には技術的な対策を講じること。
4. 工事に伴う他の建物、その他の施設等に対する損傷及び危害の発生防止並びに近隣に迷惑をかけないように努めるとともに、これらの事実が生じた場合には誠意をもって対処すること。
5. 建設敷地内には積極的に緑化等の措置を講じ、地域環境の向上に努めること。